

知ることからはじめよう

# 空き家のいろは

ぼく、  
あきニャン

## 「空き家」は 身近な問題です。

空き家の問題は他人事ではありません。  
自分自身や家族、まわりの大切な人のため  
にも、少しでも早いうちから、住まいの未  
来を考えてみませんか？

- 空き家って自分にも関係あるの？
- まだ空き家じゃないけど…
- これからどうしよう…
- 専門的なアドバイスが欲しい！

↓ 悩みや心配を解決する  
第1歩として…

### 空き家対策リーフレット 「空き家のいろは」

を作成しました！



### 空き家のことを探る！

#### 空き家を放置するリスクとデメリット

空き家を放置すると資産価値が低下し、  
売買が困難になったり、ご近所に迷惑をかけてしまいます。



#### 相談について

##### ■ 空き家相談会

月に1回、宅地建物取引士に相談が  
できます（詳細は本号31ページ参照）。

##### ■ 空き家の管理（有料）

（公社）安城市シルバー人材センター  
☎0566(76)1415

##### ■ 空き家の売買等

（公社）愛知県宅地建物取引業協会

☎052(522)2567

##### ■ 空き家の解体

（株）クラッソーネ ☎0120(304)395

##### ■ 空き家の法律相談（有料）

愛知県弁護士会 岡崎法律相談センター

☎0564(54)9449

#### 空き家を適切に 管理しないと…

##### ■ 管理責任

空き家が原因で事故が起きた際  
は、賠償責任が問われる可能性  
があります。適切な管理を行いま  
しょう。

##### ■ 軽減措置

屋根・壁が破損している等、管  
理が不十分な空き家は指導・勧  
告の対象となり、勧告を受ける  
と固定資産税等の軽減措置（住  
宅用地特例）が受けられなくな  
る可能性があります。



詳細やその他の  
情報は市HP参照

